

第2節 WTOと、EPA／FTA等の推進による国際事業環境の整備

1. WTO の意義

(1) GATT／WTO 体制における貿易自由化の進展

1948年に発足した関税と貿易に関する一般協定(GATT)の体制及びその後を受けて1995年に発足した世界貿易機関(WTO)は、多角的交渉(ラウンド)を通じた関税など貿易障壁の削減・撤廃だけでなく、国際取引の安定と予見可能性の確保のための通商ルールの強化、充実を図り、多角的貿易体制の強化と保護主義の抑制に大きく貢献してきた。GATT／WTO加盟国数の推移を見ると、GATT発足時からおおむね増加を続けており、特に発展途上国の加盟が続いていることが分かる(第4-2-1図)。2001年に中国が、2004年にカンボジアが、2007年にベトナムが加盟国となり、2007年4月現在の加盟国数は150か国である。さらに、ロシアなど30か国が加盟国となるための申請を行っており、今後も加盟国数は更に増える見込みである。

また、WTOでは、それまでのGATTと同様、物品の貿易に係る関税及び非関税障壁の削減を目指すとともに、規律範囲を拡大し、新たにサービス貿易、知的所有権の貿易側面等を扱うこととなっている。

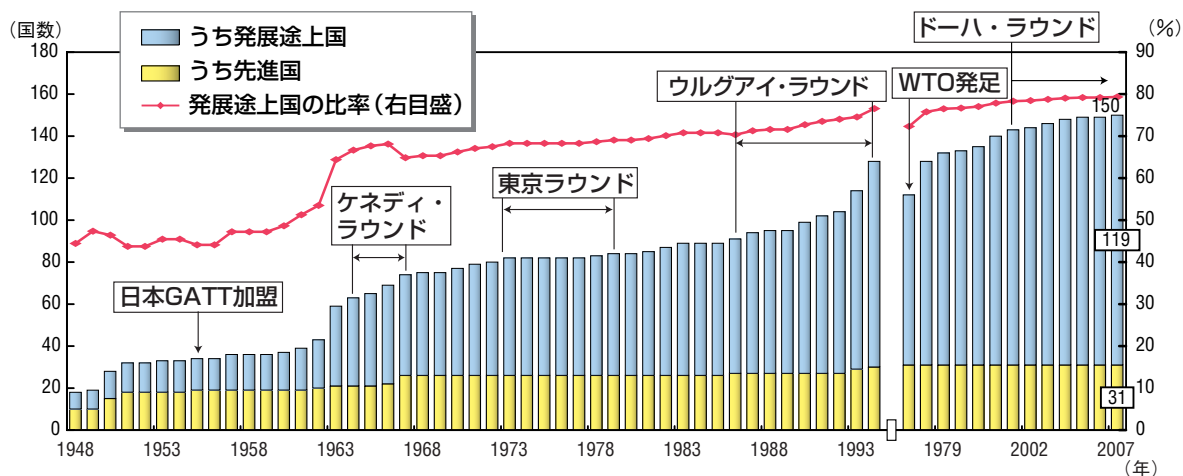
(2) WTO ドーハ・ラウンドの取組
(開発イニシアティブ)

2001年カタール・ドーハでの第4回閣僚会議において、

新ラウンド(ドーハ開発アジェンダ)の立ち上げが宣言され、2002年初頭より交渉が開始された。ドーハ開発アジェンダ(以下「ドーハ・ラウンド」)では、NAMA(非農産品市場アクセス)、農業、サービス、開発、ルール(アンチ・ダンピング、補助金含む)、貿易円滑化、知的財産権など幅広い分野を取り扱う内容となっている。ラウンドの目的は更なる貿易自由化に加え、ルールの強化、サービスや知的財産といった新しい分野への対応などであるが、最大の特徴は「開発」の視点を全面に打ち出し、自由貿易の推進において発展途上国の利益への考慮が重要であることを明確にした点である。こうしたドーハ・ラウンドの特徴を踏まえ、我が国は、2005年12月の香港での第6回閣僚会議に先立ち、発展途上国が自由貿易の利益を十分に得る体制を整えることが開発にとって重要であるとの観点から、貿易を通じた発展途上国の開発に資するための包括的な方策「開発イニシアティブ」を小泉首相(当時)が提唱し、多くの加盟国から賛同を得た。具体的な取組としては、後発開発途上国(LDC)に対して無税無枠措置の拡充や国際版一村一品キャンペーンの実施である。

香港閣僚会議で採択された香港閣僚宣言に基づき、2006年中の交渉妥結を目指してG6(日本、米国、EU、ブラジル、インド、オーストラリア)を中心に精力的に協議を進めたものの、各国の立場の違いが埋まらず、2006

第4-2-1図 GATT／WTO参加国数と発展途上国の割合の推移



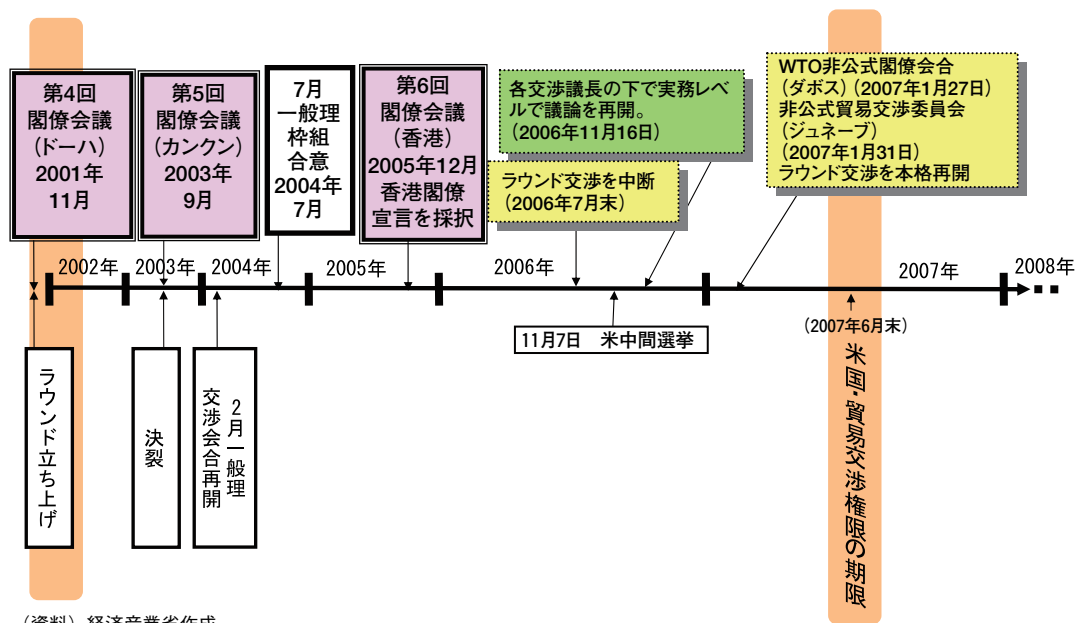
(備考) ここでいう先進国とは、OECD加盟国30か国とECを指し、現在のOECD加盟国がWTOに加盟した時点で計上している。
(資料) WTO Webサイトから作成。

年7月末に交渉は中断した。交渉の停滞は、多国間の自由貿易体制を揺るがし、発展途上国の開発にも大きなマイナスであることから、関係各国は早期交渉の再開に向けて最大限の努力を行った。我が国も、二国間協議や各種の国際会議の機会において交渉再開を呼びかけた。また、経済界とも連携してG6諸国に働きかけ、官民一体となって交渉再開に向けた気運を高めることに貢献した。2006年11月のAPEC首脳による声明もあり、ラミー WTO 事務局長は事務レベルでの作業の再開を宣言した。

その後、2007年1月末のスイス・ダボスでのWTO非公式閣僚会合において、我が国から交渉の本格再開が必要であることを主張し、25か国・地域の閣僚の理

解も得て、本格的な交渉再開に合意し、それを踏まえ、非公式貿易交渉委員会において交渉が本格的に再開されることとなった(第4-2-2図)。公式な交渉期限は存在しないが、早期妥結については各国認識を共有し、ジュネーブでの交渉会合や各国間の交渉が集中的に行われている。4月には我が国を初めとするG6閣僚がインドのニューデリーで会合を開催し、年内妥結に向けた強い決意を表明したコミュニケが発表された。さらに、5月のOECD閣僚理事会の際にドーハ・ラウンドについて閣僚級の会合や二国間協議が行われ、我が国も、G6閣僚会合や主要発展途上国との会合を主催し、交渉の早期妥結に向けて貢献する我が国の真摯な姿勢を示しており、積極的に参画している。

第4-2-2図 ドーハ・ラウンドの交渉スケジュール



(資料) 経済産業省作成。

(非農産品市場アクセス (NAMA))

NAMA交渉は、農産品以外の品目(鉱工業品及び林水産物)に関する関税及び非関税障壁の撤廃・削減に関する交渉である。主要な論点は、関税削減方式(フォーミュラ)、発展途上国の柔軟性、非譲許品目の取扱いの3つであり、自国の関税が全体的に低く、発展途上国の関税引下げに関心がある先進国と、自国の関税が高く、自国産業保護、政策余地の維持の観点から関税引下げに柔軟性を求める発展途上国との間で、立場の違いがある。

前回のウルグアイ・ラウンドでは、全体を平均して3分の1の関税削減を目標としていたのに対し、今次ラウンドでは、中核的な関税削減方式として、先進国と発展途上国で異なる複数の係数を持つ「スイス・フォーミュラ(現行譲許税率が高い品目ほど引下げ幅が大きく、全ての品目が一定の係数以下の譲許税率に引き下げられる方式)」について合意した点が大きな特徴となっている¹(第4-2-3図)。現在、先進国向けと発展途上国向けの具体的な係数の水準が議論の焦点となっている。また、発展途上国に対して認められる柔軟性については、フォー

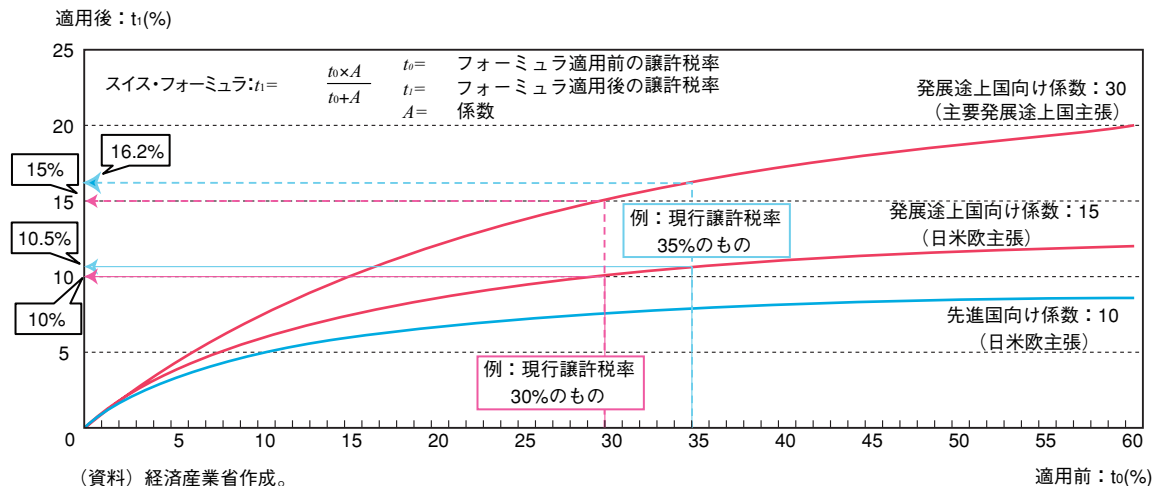
¹ 仮に、先進国の係数を10、発展途上国の係数を15とした場合、先進国及びフォーミュラの適用対象となる主要発展途上国の非農産品の平均譲許税率の削減率は、平均してそれぞれ概ね50%程度の削減(WTO事務局作成データを基に、経済産業省試算)となる。

ミューによる削減の緩和や適用除外の幅について、先進国と発展途上国で議論が続いている。非譲許品目については、原則としてすべての品目を譲許することとされ、譲許に際しての税率の設定に当たって、基準日の実行税率に一定数のかさ上げをした数値を基準税率としてフォーミュラを適用する方式に合意し、そのかさ上げの幅

について議論が続いている²。

また、フォーミュラによる関税削減を補完し、更なる市場アクセスの改善を目指す、分野別の関税撤廃交渉や非関税障壁の削減・撤廃交渉についても、関心国が主導して議論を行っている。

第4-2-3図 スイス・フォーミュラ係数別の関税削減変化

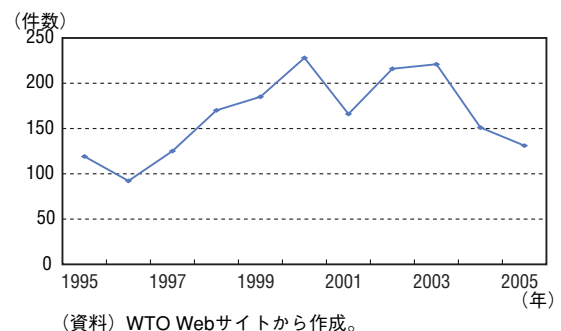


(アンチ・ダンピング (AD) 措置の濫用防止)

ドーハ・ラウンドの主要交渉分野の1つには、ルール、とりわけアンチ・ダンピング(AD)措置がある。AD措置とは、国内価格より廉価で販売する行為(ダンピング行為)による輸入国国内産業の損害の除去という目的のためにWTOルール上認められた措置である。AD措置の件数推移を見ると、近年若干減ってはいるものの、依然として年間100件を超えていることが分かる(第4-2-4図、第4-2-5表)。AD措置の濫用は、関税引下げ等市場アクセス改善の効果を損なうものであることから、ドーハ・ラウンドにおいてもそのルールについて明確化、規律強化について交渉を行っている。

例えば、AD措置が恒久化することへの防止として、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、5年ごとのサンセットレビューが義務化されたが、国内産業が措置の継続を支持する限りサンセットレビューによって終了することがほとんど無いのが現実である。このため、我が国はサンセットレビューの規律強化を目標として交渉に臨んでいるが、ウルグアイ・ラウンドでルールが形骸化したことを踏まえ、今回のラウンドでは実効性を確保した形での妥結が必

第4-2-4図 WTO加盟国
アンチ・ダンピング件数推移



第4-2-5表 AD措置発動国・被発動国
上位10か国・地域と措置数(1995年～2005年)

発動国		被発動国	
1	インド	1	中国
2	米国	2	韓国
3	EC	3	台湾
4	アルゼンチン	4	米国
5	南アフリカ	5	日本
6	トルコ	6	ロシア
7	カナダ	7	タイ
8	メキシコ	8	ブラジル
9	中国	9	インド
10	オーストラリア	9	インドネシア

(資料) WTO Webサイトから作成。

² 例えば、基準日の実行税率が25%の非譲許品目に、かさ上げが5%ポイントとすると、基準税率は30%となり、これに係数を15としてフォーミュラを適用した場合、 $(30 \times 15) / (30 + 15) = 10\%$ という譲許税率が設定される。

要である。

我が国は、こうした恒久化の防止などAD措置の規律強化を目指し、条文改正提案を順次提出するなど交渉をリードしている。一方、米国は議会・産業界にAD発動を求める強い意見があることを踏まえ、規律強化に消極的である。

(多角的貿易自由化の効果)

先に述べたように、WTOでは、物品の貿易の関税及び非関税障壁の削減を目指すとともに、規律範囲を

サービスにも拡大しており、多角的貿易自由化が進展した場合には世界各国に大きな効果がもたらされるものと期待される。我が国のみならず全世界で物品及びサービスの貿易自由化が達成された場合には、我が国に約4千億ドル(約48兆円)の経済効果があるとの試算がある。多角的貿易体制のメリットを享受する我が国は、引き続きWTOにおいて世界全体での貿易自由化やルールの策定に向けて積極的な役割を果たすことが求められる³。

コラム 13

column

国際版一村一品キャンペーン

一村一品キャンペーンは、地域住民が自ら誇ることのできる特産品を見つけ出し、国内のみならず、世界の市場にも通用する競争力のある商品に仕上げる活動を支援するものである。具体的には、JETRO等と協力して、国内主要空港において開発途上国産品の展示・販売コーナーを設置したほか、メコン展、太平洋諸島展、アフリカン・フェア等のイベントも開催した。加えて、2006年8月から9月にかけて財団法人海外技術者研修協会が一村一品研修を実施し、開発途上国45か国から80名の研修生が参加した。なお、2006年9月にはベトナム・ハノイで「APEC一村一品セミナー」を主催し、APECでもこの活動を広めている(コラム第13-1図)。



コラム第13-1図 開発途上国「一村一品」キャンペーンの例

一村一品マーケットの展開

日本を代表する空港(成田、関西、中部、羽田、神戸、伊丹、福岡)に開発途上国の産品を展示・販売する「一村一品マーケット」を2006年3月から2007年3月の約1年にわたり設置。更に多くの日本の消費者に開発途上国の産品を紹介するため、2007年4月から3空港にてリニューアルオープン。

- 成田国際空港 4月15日(日)～
- 関西国際空港 4月22日(日)～
- 羽田空港 5月1日(火)～




(写真)(右上)小泉前総理及び二階前経済産業大臣、(右下)甘利経済産業大臣、(左下)ラミーWTO事務局長による「一村一品マーケット」視察

(資料)経済産業省作成。

展示会

- メコン展(2006年2月21～24日:東京・入場者数:3,897人)
メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム)の産品、観光資源、投資環境などを紹介
- FOODEX JAPAN(2006年3月14～17日:幕張・入場者数:95,772人)
ジェトロ・ゾーンにおいて、中南米、東欧、大洋州、アジア、アフリカ、中東など41か国・地域、約140社からの産品を紹介。
- 太平洋諸島展(2006年5月25～30日:東京・入場者数:3,319人)
沖縄での太平洋・島サミット開催に併せ、太平洋諸島14か国・地域の産品、観光資源を紹介。
- アフリカン・フェア(2006年9月2～4日:東京・入場者数:16,045人)
アフリカの産品を展示・販売するとともに、アフリカ関連のシンポジウムやイベントも開催。

APEC一村一品セミナー(ベトナム・ハノイ)

1日目(2006年9月22日)
＜セミナー:ハノイ・メリアホテル＞

政府・民間セクターの職員を対象に、中小企業の競争力を強化するための能力開発を以下の経験・ノウハウの共有を通じて行う。

- (1) 一村一品の取組
- (2) 観光と地場産業振興の連携
(JBICの「道の駅」等)
- (3) 大学と地域産業の連携による
伝統産品起業家支援

2日目(2006年9月23日)
ハノイ近郊のラタン・竹製品職人の村へ視察

³ 清田(2006)「日本の二国間・地域的自由貿易協定と多角的貿易自由化の効果:ミシガンモデルによる分析」(「我が国の財・サービス貿易及び投資の自由化の経済効果等に関する調査研究報告書」(独立行政法人経済産業研究所))。

コラム 14

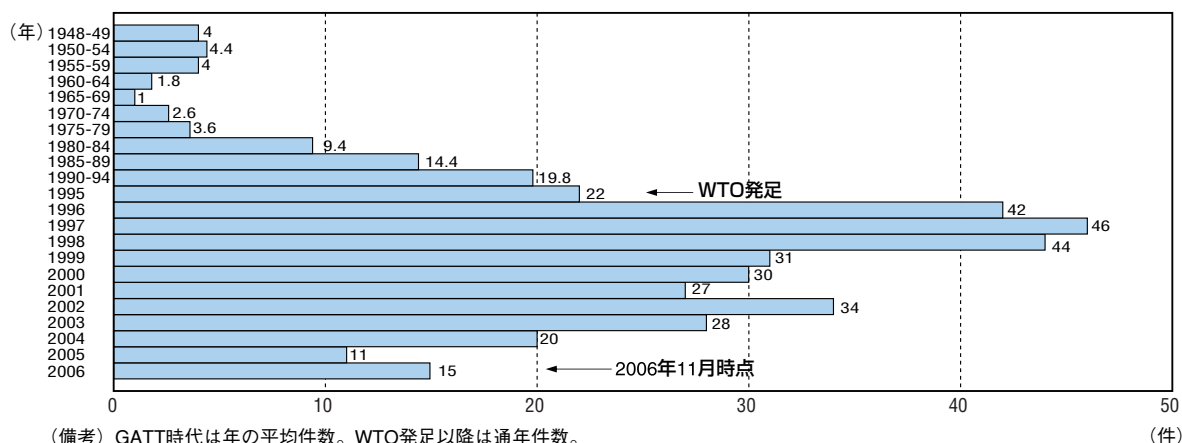
column

WTO協定(ルール)の活用

WTO紛争解決手続は、国際約束たるWTO協定の解釈を通じて加盟国間の通商摩擦の解決を図るものであり、問題措置の是正勧告のみならず、勧告履行がなされない場合に対抗措置を発動するための手続も備えていることから、他の国際紛争処理手続と比較しても、その実効性は格段に高い。WTO協定に違反する諸外国の法令や措置の是正を求めることは、我が国の不利益を解消することはもちろん、協定の実効性を担保するためにも重要なことである。また、通商摩擦をいたずらに政治問題化させないためにも、WTO協定が規定する権利・義務に基づいた主張・処理を行うことが必要である。かかる方針のもと、我が国は二国間交渉のほか、WTO紛争解決手続の活用によりWTO協定に違反する各国の政策・措置についてその改善を要求している。WTOでは、紛争解決手続が大幅に強化された結果、GATT時代と比べ、紛争解決手続に基づく協議要請件数は著しく増加しており、紛争解決のための通商ルールを加盟国が積極的に活用していることがうかがえる(コラム第14-1図)。1995年のWTO発足以来、WTO紛争解決手続が用いられた案件は361件(2007年3月末現在)に上っている。こうした中、我が国が当事国として協議を要請した案件は11件あり、第三国としても多くの案件に参加している。

今後の通商政策を進めていく上で、当面の優先度が高いと考えられる個別の案件(優先取組事項)は、以下の11件である(コラム第14-2表)⁴。

コラム第14-1図 GATT/WTOの紛争解決手続に基づく協議要請件数



コラム第14-2表 WTO紛争解決手続等における優先取組事項

①WTO勧告の早期履行を求めているもの
○ 米国
・ バード修正条項に基づく分配の停止
・ ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行
・ 熱延鋼板へのアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行
・ 1916年アンチ・ダンピング法に係るWTO勧告の完全な履行
②既にWTO紛争解決手続に付託されており、我が国が第三国参加しているもの
○ 中国
・ 自動車部品への関税賦課の是正
・ 補助金制度の透明かつWTO協定整合的な運用・改善
③今後、様々な取組(二国間協議、WTOを含む多国間枠組)を通じ問題解決を図っていくもの
○ 中国
・ 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応
・ アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善
○ EU
・ 情報技術協定対象製品への関税賦課の是正
・ 化学品及び電気・電子機器に係る各種規制の明確性・統一性の確保
○ アジア各国(ASEAN、韓国、台湾、香港、インド)
・ 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

(資料) 経済産業省「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」
(2007年4月16日公表) から作成。

⁴ 経済産業省「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」(2007年4月16日公表)。

2. EPA / FTA の進展

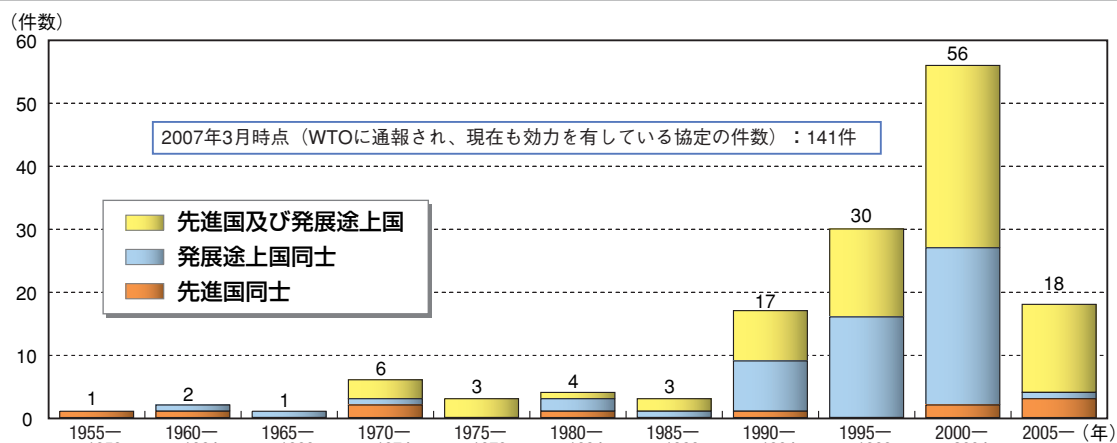
(1) EPA / FTA の増加と拡散

1990年代以降、国際経済環境や開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA / FTA⁵の締結数が増加した。背景としては米国、ECがそれぞれNAFTA（1994年発効）、EU（1993年発足）への取組を加速させるなど、欧米が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による連携を図る動きを活発化させたことや、NIEsやASEANがいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコなどの新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA / FTAを活用する戦略を採ったこと、さら

に我が国を含む東アジアがEPA / FTAに積極姿勢に転じたことなどが挙げられる。2007年3月時点において、WTOに通報されている地域貿易協定の件数は141件⁶に上っている。

EPA / FTAは締結数が増えただけでなく、その内容も大きく変わってきている。構成国の組合せを見ると、1970年代半ば頃までは先進国同士の経済連携が約4割を占めていたが、近年は発展途上国同士や先進国－発展途上国間の経済連携が拡大し、発展途上国がかかわるEPA / FTAは全体の9割以上に達している（第4-2-6図、第4-2-7図）。また、従来は同一地域内の国同士が締結するEPA / FTAが中心であった

第4-2-6図 現在も効力を有している地域貿易協定のGATT/WTOへの通報時期

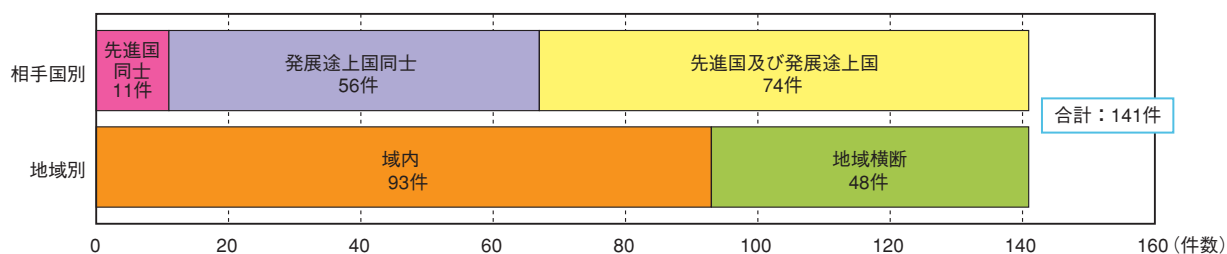


（備考）1. WTOに通報された地域貿易協定のうち、GATTとGATS両方への通報に伴う重複を除き、かつ既存の協定への新規加盟国追加に伴う重複を除いた141件を分類。

2. OECD加盟国もしくはEU加盟国を先進国とし、それ以外を発展途上国とした。

（資料）WTO Webサイトから作成。

第4-2-7図 地域貿易協定の相手国別・地域別内訳（2007年3月時点）



（備考）1. WTOに通報された地域貿易協定のうち、GATTとGATS両方への通報に伴う重複を除き、かつ既存の協定への新規加盟国追加に伴う重複を除いた141件を分類。

2. OECD加盟国もしくはEU加盟国を先進国とし、それ以外の国を発展途上国とした。

3. 世界全体をアジア、欧州、中東、アフリカ、北米・中南米、オセアニアの6地域に分類し、締結国がこれらの地域内のみのEPA/FTAを域内、それ以外を地域横断とした。

（資料）WTO Webサイトから作成。

5 自由貿易協定（FTA）は、締約国間の関税その他の制限的通商規則等の撤廃を内容とする協定を指し、経済連携協定（EPA）は、FTAの要素に市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定を指す。ここでは、関税同盟（域内の関税その他の制限的通商規則を撤廃し、かつ域外に対する関税その他の制限的通商規則を共通にする単一の関税地域を設定する協定）を含めて議論をする。なお、WTOの枠組みの中では一般的に、これらの協定を総称して地域貿易協定（RTA）と呼ぶ。

6 WTOに通報された地域貿易協定194件のうち、GATTとGATS両方への通報に伴う重複を除き、かつ既存の協定への新規加盟国追加に伴う重複を除いた件数。

が、2000年以降に新たに締結されたEPA / FTAのうち、同一地域内にとどまらない（地域横断的な）EPA / FTAが4割以上を占めるに至っており、周辺国を取り込む形でEPA / FTAが拡大するという動きと、地理的に近接しない国家間でEPA / FTAが締結される動きとが同時並行的に活発化していることがうかがえる。

このような①発展途上国がかかわるEPA / FTAの増加、②締結国間の地理的な近接性の変化、という性質の変化が起こりつつある背景として、グローバル化の進展により、国境を越えた国際的な分業が拡大し、先進国と発展途上国間の貿易が活発化した結果、先進国と発展途上国間での経済統合のメリットが高まったことが挙げられる。発展途上国の多くも、アジア諸国が開放経済政策の下、輸出指向型産業を中心とした発展を実現する中で、貿易・投資の自由化が先進国からの技術移転を促進し競争力強化につながるとの認識の下、EPA / FTAの締結により積極的になった。また、地理的に近接していなくとも、重要な貿易・投資相手国と迅速にEPA / FTAを締結することにより、協定の域外国より優遇された条件の下で貿易・投資を行うことで経済的利益を得ることが重要視されるようになった。

(2) EPA / FTA がもたらす効果

EPA / FTAは、関税の撤廃・削減のみならず、投資、サービス分野、知的財産保護、競争、人の移動、協力等の包括的な分野を対象としており、最終的な経済効果については様々なものが考えられるが、以下では、EPA / FTAによってもたらされる効果のうち、関税の引下げがもたらす静態的效果と、資本蓄積・生産性向上がもたらす動態的效果とに分類して整理する。

(静態的效果)

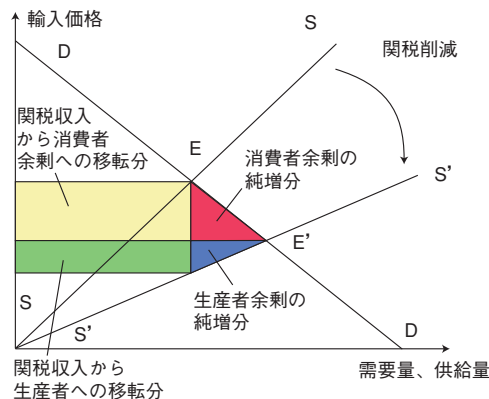
○貿易創出効果

EPA / FTAの締結によって締結国間の貿易（域内貿易）にかかる関税の撤廃・削減が行われると、域内・域外との貿易量や経済厚生が変化する。貿易創出効果は、国産品及び域外からの輸入品から域内からの輸入品への代替需要の発生によって、域内の貿易量が増える効果を指し、域内輸出入国双方の経済厚生を拡大させる。

第4-2-8図は、域内のA国における域内からの輸入

財Xの需要曲線(DD)、供給曲線(SS)を表している。A国の関税撤廃により、供給曲線は右方(S'S')へシフトする⁷。この結果、市場均衡はEからE'へ移り、価格の低下とともに貿易相手国における生産が拡大し、生産

第4-2-8図 貿易創出効果



者余剰及び消費者余剰は、関税収入の分配及び死荷重の解消によって増加する。

○貿易転換効果

EPA / FTAは上記のとおり域内の貿易を拡大させる一方、EPA / FTAに伴う関税障壁の撤廃・削減は域内に限定されるため、関税が課される域外国からの輸入から、関税が撤廃・削減される域内国からの輸入へと転換される効果を持ちうる。これを貿易転換効果と呼ぶ。第4-2-9図は貿易転換効果を図示したものである。同じ財Xを生産する域内のB国及び域外のC国を想定し、それぞれのA国への輸出価格を P_b 、 P_c とする。域外のC国の方が生産技術に優れており、 P_c は P_b よりも低いと仮定する。また、A国とB国とのEPA / FTAの締結前には、A国のB、C両国からの財Xの輸入には同一の関税 t が課されており、 $P_b < P_c + t$ の関係があるものとする。ここで、EPA / FTA締結前にはA国の消費者は価格の低いC国の財Xを輸入するが、EPA / FTA締結によってB国に対する関税が撤廃されると、B国からの輸入価格は P_b ($< P_c + t$) となるため、消費者はB国の財Xを購入することとなり、輸入先はB国へと転換される⁸。

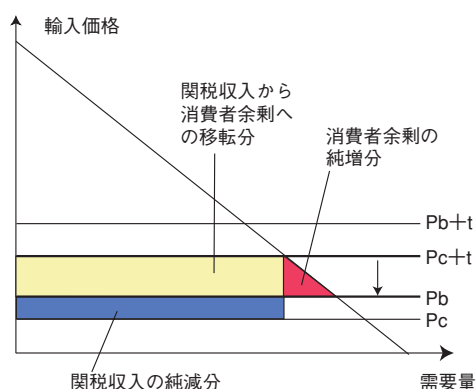
$P_c + t$ から P_b への輸入価格の低下はA国の消費者余剰を高める一方で、生産性が高いC国から生産性が

⁷ ここでは従量関税を仮定しているため、関税撤廃後の供給曲線は原点を中心に右回りにシフトすることになる。

⁸ ここでは単純化のために、B国及びC国が生産する財Xの性質は全く同一であり、C国からB国への貿易転換が完全に起こるケースを仮定した。

低いB国へ輸入先を転換する。域内外を問わず貿易を自由化した場合はこうした現象は起こらず、より生産性の高い国から財が供給され、最も効率的な状態が達成される。このEPA / FTA特有の効率の悪化は、地域貿易協定ではなく多角的貿易協定の方が望ましいと主張される要因の1つである。効率の悪化の度合は、貿易が完全に自由化された場合の輸入価格 P_c と P_b の差額により表される。

第4-2-9図 貿易転換効果



なお、関税収入も含めた余剰全体で見た場合、消費者余剰の純増分と関税収入の純減分の大小関係によってA国の余剰の増減が決まる点には留意が必要である。

○交易条件効果

上記のとおり、EPA / FTAは一般に域外から域内への輸入相手国の転換を促し、域内国の域外国産品に対する需要を弱めることとなる⁹。その結果、域外国に対する輸入物価の低下を招き、域外国に対する交易条件¹⁰が改善される。この現象を、交易条件効果と呼ぶ。

(動態的效果)

上述したようなEPA / FTAの効果は、EPA / FTAの締結により貿易量等が直接的に変化する効果として静態的效果と呼ばれている。一方、EPA / FTA締結により、貿易や投資等が自由化され、財・サービスの輸出入や外資系企業の参入の促進等を通じて

間接的に域内国の企業の生産活動や投資活動などの経済活動に影響を及ぼすとされるが、このような効果は動態的效果と呼ばれている。経済成長に対する動態的效果は、生産性上昇に伴う経済成長と資本蓄積に伴う経済成長とに分類される¹¹。

○生産性上昇に伴う経済成長

EPA / FTA締結による生産性上昇の効果は、以下の4つに分類される¹²。

①市場拡大による効果

EPA / FTAにより域内の貿易や投資等の障壁が削減される結果、市場規模が拡大し、規模の経済が働き、生産性が向上する。

②競争促進による効果

安価な財・サービスの流入や外資系企業の新規参入等により域内における競争が促進され、生産性向上効果がもたらされる。

③技術拡散による効果

EPA / FTAによる域内の経済活動の活発化により、域内への直接投資が拡大し、域内において技術・経営手法のスピルオーバーを促す。その結果、投資受入国に新たなノウハウが導入され、生産性が向上する。

④国内制度改革による効果

EPA / FTAの締結による国内での規制緩和の実施を通じて効率的な政策・規制等のあり方に関するノウハウが蓄積され、更なる規制緩和を促し(コミットメント効果)、生産性が向上する。

○資本蓄積に伴う経済成長

EPA / FTAの締結によって上記の生産性向上が生じた場合、期待収益率の上昇又は不確実性の減少によって、国内からの投資のみならず対内直接投資が増加することで国内の資本が蓄積され、生産の拡大に寄与することが想定される。

(3) EPAとWTO

(EPA / FTAは多角的貿易自由化を促進)

WTO協定上、最恵国待遇の例外とされるEPA /

9 EPA/FTA締結に伴い所得が上昇する場合、消費が拡大し域外国への需要が増すこともあり得る。

10 交易条件とは、輸出物価/輸入物価で定義される指標である。これは輸出財1単位に対して輸入できる量を示すとも解釈でき、対外的な購買力を示す。

11 このような動態的效果は、EPA/FTAのみに限定されず、WTOによる多角的貿易自由化等によっても同様にもたらされる可能性がある。

12 浦田秀次郎編著(2002)「自由貿易協定FTAガイドブック」JETRO。

FTAは、WTOによる多角的貿易自由化と異なり、WTO協定上の一定の条件を満たせば、締結相手国・地域、対象分野等を柔軟かつ機動的に選択することが可能であり、またWTO協定で定められていない分野などをカバーした協定とすることも可能であることから、WTOを中心とした多角的自由貿易体制と相互補完的な機能を有しているとされる¹³。EPA / FTAの締結数が急拡大している中、EPA / FTAの評価を行うに当たっては、域内自由化の効果のみならず、EPA / FTAがいかに多角的貿易自由化を補完、促進し得るかについて中長期的な視野から評価することが重要である。

EPA / FTAでは、域内輸入品に課す関税の撤廃又は引下げによって域内国間における市場アクセスの改善を享受しつつ、域外からの輸入品に課される関税率(MFNベースの譲許税率)を維持することがWTO協定の例外的措置として認められている。EPA / FTAが相当程度の貿易自由化のメリットを実現した場合、交渉のコストや域外国に対する優越的立場の喪失に比べて、更なる貿易自由化の魅力が低下してしまう可能性がある。このことによって域外輸入品に課す関税の引下げ努力が削がれるとともに、場合によっては経済のブロック化を進展させるといった指摘がある¹⁴。

一方、EPA / FTAの推進がWTOによる多角的貿易自由化を促進する可能性も指摘されている。ある国が、いったんEPA / FTAを締結し貿易自由化を通じた経済的メリットを享受できると、より一層積極的に自由化を推進しようとするのが考えられる。自国の関税率の引下げによって安価な物品・サービスが流入することで生産性向上効果がもたらされれば、域内のみならず域外輸入品に課す税率を引き下げ、更なる貿易自由化のメリットを追求しようとするのが想定される。例えば、多角的貿易自由化に消極的であった発展途上国と先進国がEPA / FTAを結ぶことにより、発展途上国において先進国からの直接投資流入を通じた生産性上

昇や国内改革・自由化が進展すると、発展途上国政府にとって自由化政策と国内改革を放棄することを忌避し、むしろ多角的自由化交渉において自由化を更に推進しようとする誘因が生じうる。

また、Baldwinは、域内貿易自由化による域内貿易コストの減少が域外国にとって未加盟であることのデメリットを増大させ、域外国にEPA / FTA締結を相乗的に促す「ドミノ効果」を指摘した¹⁵。EUの拡大は、このようなドミノ効果が見られる一例である。

以上のように、EPA / FTAの締結後には、①域外輸入品に課す関税率を維持しようとする誘因が生ずる場合、②域外輸入品に課す関税率を引き下げようとする誘因が生ずる場合のいずれかが想定されるが、実態としては、EPA / FTAの締結後、域外輸入品に課す実行ベースでの関税率(MFN税率)を引き下げる傾向にある。例えばASEANでは、ASEAN自由貿易地域(AFTA)における域内関税率の削減につれて、実行ベースでのMFN税率を引き下げていることが分かる(第4-2-10図)。

WTOにおける関税交渉では、WTO譲許税率(WTOに提出する譲許表において約束するWTO加盟国向けの関税率の上限値)の削減及び削減スケジュールについて交渉がなされることから、EPA / FTAの締結後、WTO譲許税率よりも低いMFN税率を自主的に設定することは、特に発展途上国にとって結果的に交渉の余地を拡大させることとなる。また、ラテンアメリカにおいても、FTA税率の段階的な削減に伴ってMFN税率を引き下げている¹⁶。これらの実証分析結果から、EPA / FTAの締結は、特に発展途上国に対し、自由化による経済的メリットをもたらすとともに、自由化のメリットの更なる追求に向けて域外輸入品に課す税率を引き下げ、WTOによる多角的貿易自由化の進展に前向きに取り組ませようとする効果を持ち得ることが分かる。

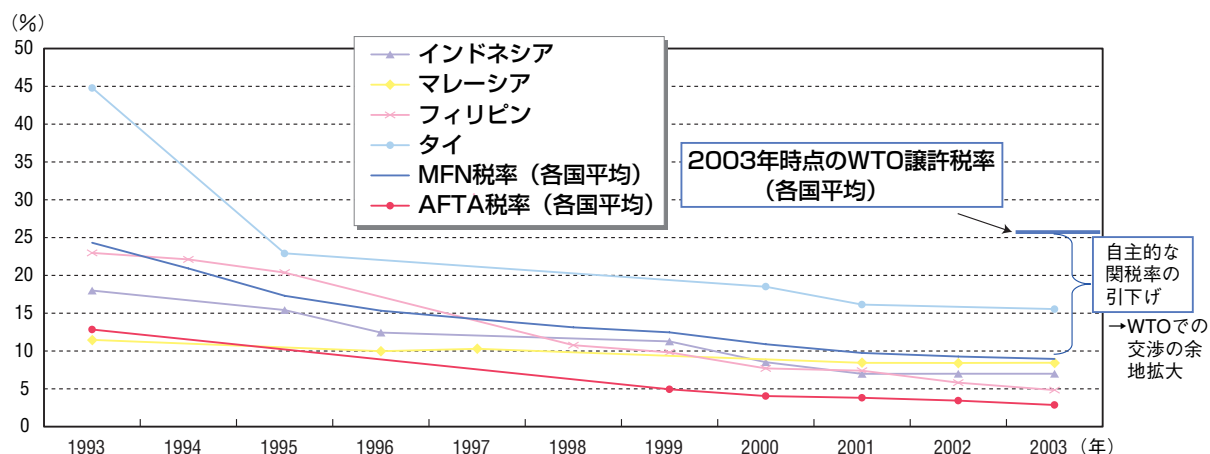
13 WTOはGATT第24条第4項で「締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を進展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める。締約国は、また、関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはないことを認める。」として、地域貿易協定が貿易自由化を促進し、WTOにおける多角的貿易体制を補完するものとしている。

14 Bhagwati (1993)は、EPA / FTAの締結国が既に大きい市場を確保している場合には、締結国の増加に伴うコストを避けてこれ以上域内市場を拡大しようという動機が薄れる状態を「我々の市場は十分に大きいシンジローム」("Our market is large enough" syndrome)と呼び、締結国の利益団体が、新たな締結国の増加によって競争が激化し利潤が低下することを避けようとする状態を「ここは我々の市場だシンジローム」("These are our markets" syndrome)と呼んだ。

15 Baldwin, R. (1995) "The Domino Theory of Regionalism," in Baldwin, R., Haaparanta, P., and Kiander, J. (eds.), *Expanding Membership of the EU*, Cambridge: Cambridge University Press.

16 Estevadeordal, A., and R. Robertson. (2004), "Do Preferential Trade Agreements Matter for Trade?" In A. Estevadeordal, D. Rodrik, A. M. Taylor, and A. Velasco (eds.), *Integrating the Americas: FTAA and Beyond*, Cambridge, MA: Harvard University Press.

第4-2-10図 ASEAN4のMFN税率とAFTA特惠税率の推移



(備考) 1. 各国の税率は従価税が適用される品目の関税率について単純平均したもの。
 2. MFN、WTO譲許税率の各国平均はASEAN4、AFTAの各国平均はASEAN10か国の特惠税率の単純平均。
 3. データが欠如している年についてはトレンドを延長して補間した。
 (資料) UNCTAD「TRAINS」、アセアン事務局レポートから作成。

(WTOとEPA / FTAによる相互補完的な貿易自由化の推進)

このように、EPA / FTAの締結は、多角的貿易自由化を促進する効果が期待できる場合があるものの、世界全体の貿易自由化を目指す上で仮にEPA / FTAのみに頼る場合には、莫大な数のEPA / FTAを必要とする上、一貫した貿易秩序を保つことが著しく困難となるおそれがある。近年EPA / FTAの締結数は急拡大しているが、世界全体の二国間の組合せのうち、現在も効力を有しているEPA / FTAがカバーしているものは約15%にすぎない(第4-2-11表)。

WTOのルールは、自由貿易を実現する上で不可欠な最恵国待遇、内国民待遇等の基本原則及び手続を定めた多国間取決めであり、他に類を見ない。我が国が貿易の自由化の恩恵を最大限享受していくためには、諸外国における戦略的なEPA / FTA活用の動きが活発化していることを踏まえて二国間又は地域間の枠

組みを活用した柔軟な対外経済政策を展開しつつ、WTOを我が国対外経済政策の基本とし、WTO協定の信頼性向上と履行の確保を通じて多角的な貿易秩序の維持拡大に最大限努めていくことが重要である。

また、WTO協定では、EPA / FTAなどの地域貿易協定について、①域内原産品の域内における「実質上すべての貿易」(substantially all the trade)について関税その他の制限的通商規則を廃止すること、②域外国に対する関税その他の通商規則をより制限的にしないこと、という要件を課している。これらの要件を満たさないEPA / FTAは、関税の削減・撤廃の例外となる分野が過度に多くなることや、域外国への貿易障壁を高めることによって自由貿易を阻害するものとなるおそれがある。このような事態を避けるためにも、各国がEPA / FTAを締結する際には、WTO協定との整合性の確保が求められている。

第4-2-11表 地域貿易協定が締結されている二国間の貿易関係の数

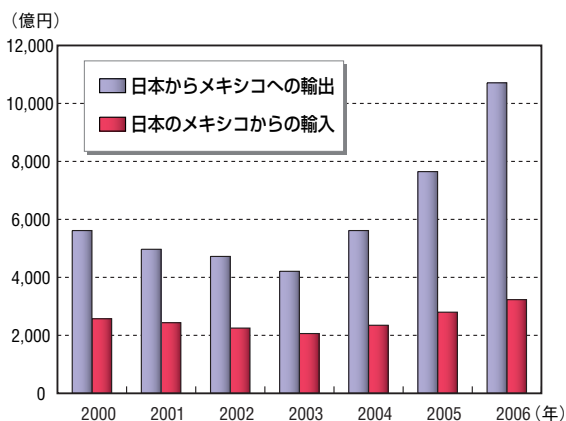
	組合せ数	割合
すべての国同士 (nか国) の貿易関係の数	$n \cdot (n-1)/2$	—
国連加盟192か国の場合	$192 \cdot 191/2 = 18,336$	100.0%
WTO加盟150か国の場合	$150 \cdot 149/2 = 11,175$	60.9%
現在地域貿易協定がカバーしている二国間の貿易関係の数	2,686	14.6%

(備考) 1. WTOに通報された地域貿易協定のうち、GATTとGATS両方への通報に伴う重複を除き、かつ既存の協定への新規加盟国追加に伴う重複を除いた141件について、地域貿易協定がカバーしている二国間の貿易関係の数を計算。
 2. 国連非加盟国が含まれる組合せについては除外している。
 3. WTO加盟国数、国連加盟国数はいずれも2007年1月時点の数値。
 4. 割合は、すべての国連加盟国同士の貿易関係の数に対する比率として計算した。
 (資料) WTO Webサイトから作成。

(4) 既存の EPA / FTA の効果分析 (日メキシコ EPA の効果)

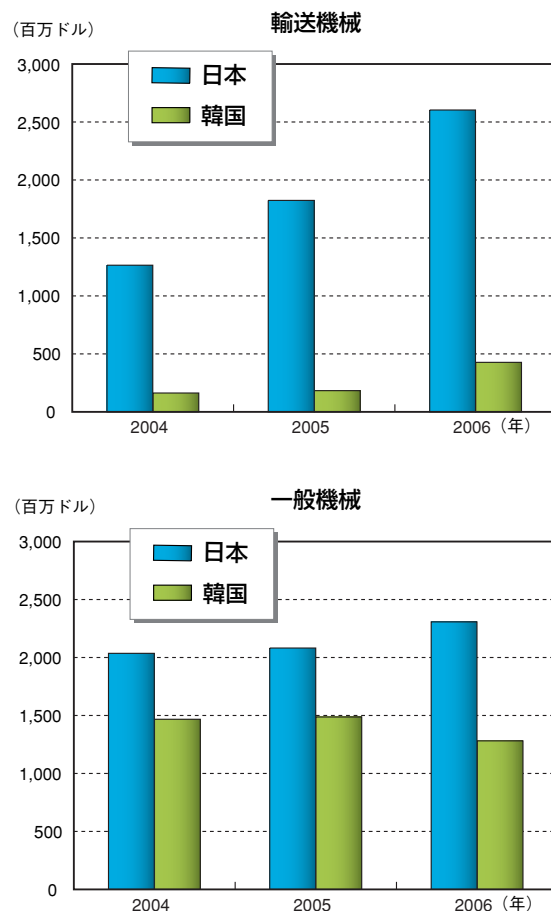
「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(日メキシコEPA)は、2002年10月の日メキシコ首脳会談で協定締結交渉の開始が合意され、2004年9月に両国首脳が協定に署名し、2005年4月に発効した。本協定は、両国間の貿易について関税の撤廃・削減を行うとともに、サービス、投資、政府調達等において内国民待遇を規定するほか、ビジネス環境整備委員会を設置するなど幅広い分野において経済連携を図るものである。メキシコは、1994年には米国、カナダとNAFTAを、2000年にはEUとのFTAをそれぞれ締結したことにより、メキシコの輸出入は北米や欧州へとシフトし、我が国はFTAの貿易転換効果のマイナスの影響を受け、メキシコ市場における我が国のウェイトが著しく低下していることが懸念されていた。そのため、日メキシコEPAは、我が国にとってメキシコ市場へのアクセスの拡大により、米国、EUと対等の競争条件を確保する重要な役割を担うものであった。貿易の自由化については、我が国からメキシコへの輸入について平均16%課されていた関税の段階的な撤廃又は引下げが行われており、発効後10年以内にほぼすべての品目について関税が撤廃されることとなっている。こうした関税の引下げ効果は既に出ていると見られ、輸送機械を中心として我が国からメキシコへの輸出量が大きく増加している中、いまだメキシコとEPA / FTAを結んでいない韓国からの輸送機械の輸出は我が国に比べ伸び幅が小さく、一般機械については輸出額が減少している(第4-2-12図、第4-2-13図)。

第4-2-12図 我が国の対メキシコ貿易額の推移



(資料) 財務省「貿易統計」から作成。

第4-2-13図 日メキシコEPA発効前後の日本及び韓国からメキシコへの輸出額の推移



(資料) 「World Trade Atlas」から作成。

二国間の貿易量は、関税以外にも為替レートや両国の経済規模にも影響される。こうした観点から、ここではグラビティモデル¹⁷を使い、2005年以降の貿易額の増加がどの程度日メキシコEPAによってもたらされているかを検証する。

第4-2-14表 グラビティモデルによる日・メキシコ間の貿易額の推計

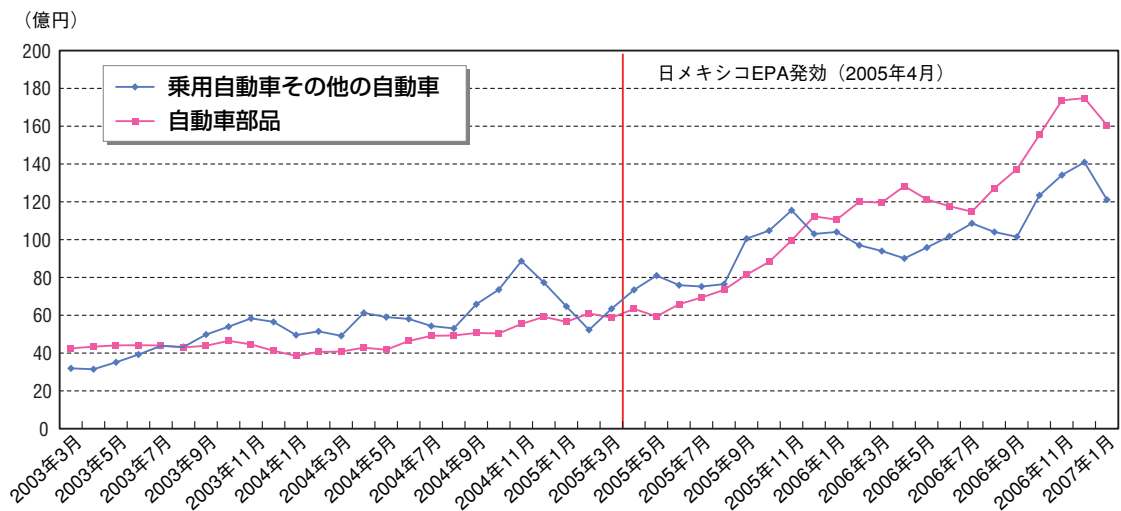
	日本からメキシコへの輸出		日本のメキシコからの輸入	
	実績値-推計値 (百万ドル)	(実績値-推計値)/推計値	実績値-推計値 (百万ドル)	(実績値-推計値)/推計値
2001	4,906	1.80	-473	-0.19
2002	6,256	2.29	-660	-0.27
2003	4,195	1.52	-788	-0.31
2004	6,332	2.24	-600	-0.23
2005	7,587	2.63	-496	-0.19
2006	9,283	3.14	-336	-0.12

(備考) 日本からメキシコへの輸出額の実績値はメキシコ税関ベースのものであり、米国を経由する迂回輸出も含まれるため、我が国貿易統計ベースよりも値が大きい。

(資料) Mitsuyo, A. (2007), “Impact of Japanese FTAs/EPAs” から作成。

¹⁷ グラビティモデルとは、二国間の貿易額を両国の経済規模が大きいほど、また地理的距離が近いほど大きくなる傾向に基づいて、貿易量を説明するモデルである。

第4-2-15図 我が国の対メキシコ自動車関連財輸出額の推移



(備考) 各月の値は、3か月後方移動平均の値。
(資料) 財務省「貿易統計」から作成。

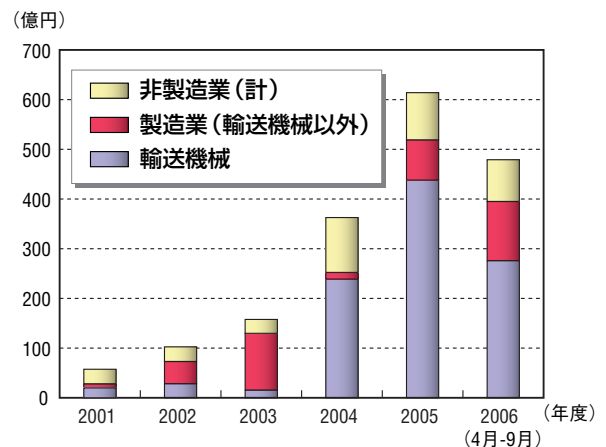
第4-2-14表は、グラビティモデルにより推計した貿易額と実際の貿易額とを比較したものである。我が国のEPA締結国であるメキシコを対象国として、実額から推計額を引いた値(左列)及びその推計額に対する比率(右列)を示している。我が国からメキシコへの輸出に着目すると、EPA締結前の2004年までは2倍前後の倍率で推移していたのが、2005年に2.63倍、2006年に3.14倍と大きく拡大していることが分かる。これは、日メキシコEPAによる関税の削減により、特に日本からメキシコへの輸出が拡大し、両国間の貿易の活性化に寄与したためと考えられる(貿易創出効果)。

日メキシコEPAの効果が顕著に表れている輸送機械について詳しく見ると、従来、メキシコは国内の自動車産業振興の観点から現地完成車メーカーに対し現地生産台数の10%の輸入に限り関税を無税としていた。一般税率は最高50%と非常に高い関税率が課されていたため、我が国からメキシコへの自動車輸出は事実上メキシコに進出している自動車メーカーに限られていた。日メキシコEPAでは、前年のメキシコ国内の販売台数の5%の無税枠が新設されるとともに、EPA特恵税率も一部車種を除き一般税率の50%から20-30%に大きく引き下げられ、2011年には撤廃されることとなった。これに伴い、これまでメキシコへ進出していなかった我が国の自動車メーカーもメキシコへの輸出を拡大しつつある(第4-2-15図)。

また、日メキシコEPAでは、我が国からメキシコへの直接投資について、欧米からの投資と同様に内国民

待遇を与えられることとなった。この結果、我が国からメキシコへの直接投資額は、2005年から輸送機械を中心に急拡大しており、北米市場への展開を見据えたメキシコへの進出が活発化していることがうかがえる(第4-2-16図)。また、日メキシコEPAでは、ビジネス環境の整備に関する諸問題を解決していくための「ビジネス環境整備委員会」が設置されており、EPAが発効した2005年4月の第一回会合以降、毎年1回メキシコで開催されている。これまでに日本側から、治安改善、知的財産保護、輸送インフラ整備等に関する問題提起を行い、メキシコ関係当局による改善に向けた取組もあり、国際空港の警備強化による日本人の犯罪被害減少等と

第4-2-16図 我が国の対メキシコ直接投資額の推移



(備考) 2004年度までは届出ベース、それ以降は国際収支ベース。

(資料) 財務省「財政金融統計月報」、日本銀行「地域別国際収支統計」から作成。

いった成果も現れ始めている。こうした枠組みの設置が、投資家心理にも好影響をもたらし、直接投資の増加に寄与しているものと思われる。

(日シンガポール EPA の効果)

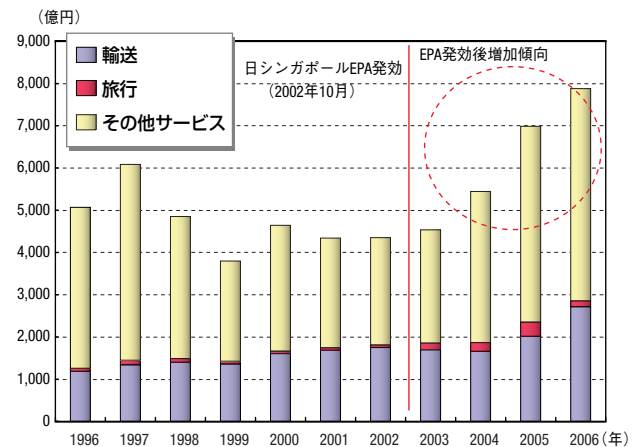
「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(日シンガポール EPA) は、2002年11月30日に発効した我が国最初のEPAである。日シンガポールEPAの特徴は包括性と水準の高さであり、貿易、投資の自由化にとどまらず円滑化や協力など広範に及ぶ取決めがなされた。また、EPAの適正な実施と更なる強化に向け、①双方の閣僚から構成される総括委員会の設置、②EPAの解釈・適用に際し生じうる紛争の回避と友好的解決のための協議機関の設置等が規定された。

貿易の自由化については、金額ベースで二国間貿易の98%以上の取引について関税が撤廃された¹⁸。我が国からシンガポールへの輸出については、それ以前もビール等4品目を除き関税が課されていなかったため、その効果は限定的と考えられる。一方で、サービス貿易については、GATSが定めるサービスの155分野のうち、我が国側はGATSで自由化している分野に加え32分野、シンガポール側はGATSで自由化している分野に加え77分野と、自由化の対象を大幅に拡大した。こうした大幅なサービス貿易の自由化は、投資の自由化(内国民待遇の原則供与、送金の自由化、パフォーマンス要求の禁止等)とあいまって、日シンガポール間におけるサービス貿易を拡大させたと考えられる。第3章でも見たとおり、GATSではサービス貿易をその取引形態により4つに分類しているが、このうち、第1モード(国境を越える取引)、第2モード(海外における消費)、第4モード(供給者(自然人)の海外への移動)はおおむねサービス収支に計上され、第3モード(業務拠点を通じてのサービス提供)は直接投資統計に計上される。以下で我が国の対シンガポールのサービス収支と直接投資の動向を確認する。

我が国の対シンガポールのサービス収支(受取)の推移を見ると、EPA発効後、その他サービス(2002年の2,537億円から2006年の5,025億円)、輸送(2002年の1,747億円から2006年の2,713億円)が拡大していることが分かる(第4-2-17図)。一方、我が国サービス

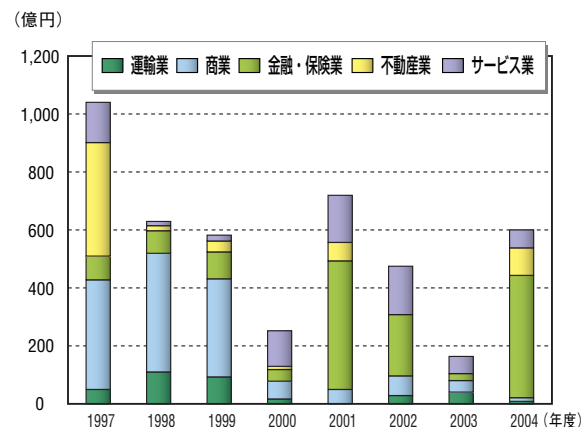
産業の対シンガポール業種別直接投資額の推移を見ても、明確な変化は見られないものの2004年度に金融・保険業において大幅に投資が拡大しているなど、EPA

第4-2-17図 我が国の対シンガポールサービス収支(受取)の推移



(資料) 日本銀行「地域別国際収支統計」から作成。

第4-2-18図 我が国サービス産業の対シンガポール直接投資額の推移(届出ベース)



(資料) 財務省「対内及び対外直接投資状況」から作成。

によるサービス貿易の自由化が直接投資の拡大にも寄与している可能性がある(第4-2-18図)。

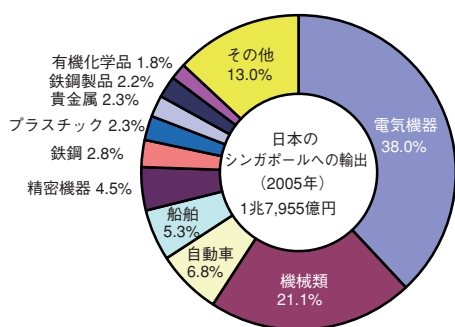
以上では、サービス貿易を中心に日シンガポールEPAの効果を見てきたが、投資自由化及び透明性の確保は製造業にも好影響を与えられとされる。東南アジアのハブであるシンガポールは財の貿易、特に、部品を加工・組立てし再輸出する加工貿易が盛んであり、製造業の拠点も多数進出している。その結果、我が国からシンガポールへの輸出構成を見ても、6割を機械・電子機器が占め、その多くが加工・組立てを経た後シンガポールから東

¹⁸ 我が国からシンガポールへの輸出についてはビール等4品目の関税が撤廃され全品目が自由化された。一方シンガポールから我が国への輸入については、輸入金額ベースで84%から94%へと無税譲許が拡大された。

アジア域内に再輸出されているものと考えられ、シンガポールとのEPAは東アジアの需要を取り込んでいく上でも極めて重要である(第4-2-19図)。特に、シンガポールはインドと包括的経済連携協定(CECA: Comprehensive Economic Cooperation Agreement)を結んでおり、シンガポールで40%以上の付加価値が付与されればシンガポール原産とみなされ、インド向け輸出に対する特惠関税が適用される。したがって、日シンガポールEPAの今後の積極的な活用は、高成長を遂げるインド市場を取り込むという観点からも重要である。

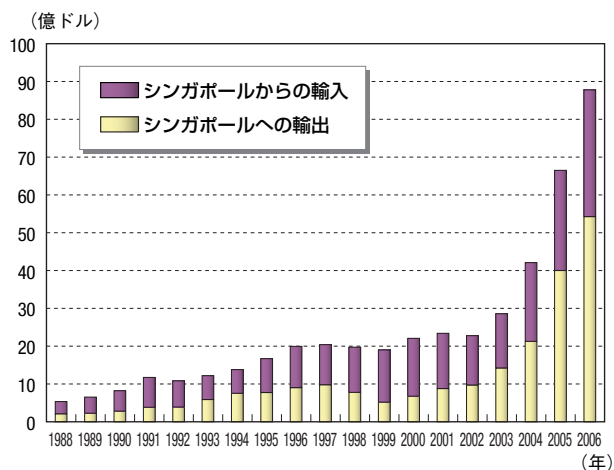
なお、日シンガポールEPAについては、2006年4月に改正交渉の開始が合意された後、2007年3月に改正議定書が署名された。これにより、我が国側で鉱工業品、農林水産品の関税撤廃が拡大されるとともに、シンガポール側で銀行及び証券分野の免許数制限撤廃など金融サービスの自由化が拡大される予定である。

第4-2-19図 我が国の対シンガポール
輸出品目の構成 (2005年)



(備考) 特殊取扱品を除いている。
(資料) 財務省「貿易統計」から作成。

第4-2-20図 インドの対シンガポール貿易額の推移



(日マレーシア EPA の効果)

「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(日マレーシアEPA)は、2006年7月13日に発効した我が国3番目のEPAであり、日シンガポールEPA、日メキシコEPAと同様幅広い分野での経済連携を規定している。

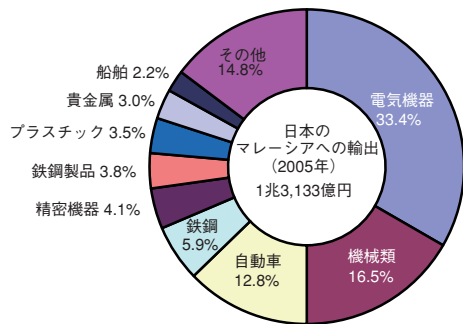
日マレーシアEPAでは、二国間の往復貿易額で97%の関税撤廃が約束された。マレーシア側の関税撤廃を詳しく見ると、全約10,590品目(関税分類9桁ベース)のうち即時撤廃が約7,860品目、段階的撤廃が2,580品目、関税削減、除外が約150品目となっている。中でも我が国にとって重要なのは、自動車・自動車部品の関税撤廃である。マレーシアは国民車構想を立てて以来自動車産業を主産業と位置づけており、その育成のため高関税が維持されてきた(MFN税率は乗用車が50%、自動車部品が10-20%)が、2006年に新国家自動車政策を発表し、国際的な自動車市場の自由化に対応して自動車産業の競争力強化を図ることとしている。こうした中、日マレーシアEPAにおいては現地組立車用の部品(CKD部品)の関税について即時撤廃されるなど高次な内容となっている(第4-2-21図)。我が国からマレーシアへの輸出(2005年)の内訳を見ると、1,686億円(全体の12.8%)を自動車占めることから、我が国にとってのメリットは大きいと考えられる(第4-2-22図)。

第4-2-21図 マレーシアの我が国に対する関税削減・撤廃のスケジュール (2005年)

	2005	2006 (発効後)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
3000cc超の乗用車	50%	35%	20%	0-5%	0-5%	関税撤廃					
2000cc以上、3000cc以下の乗用車	50%	40%	30%	20%	10%	関税撤廃					
3000cc超のMPV、20トン超のトラック、バス	50%	40%	30%	20%	10%	関税撤廃					
上記以外の全ての完成車	50%	45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	関税撤廃
CKD部品	10%	関税撤廃									
CKD以外の自動車部品	20%	20%	20%	0-5%	0-5%	関税撤廃					

(資料) 経済産業省作成。

一方、我が国側では鉱工業品の関税が実質上すべて即時撤廃された。また、マレーシアは自由化に対応した競争力強化を図るための新たな自動車政策を推し進める中、日マレーシアEPAにおける自動車分野に関する関税を撤廃する一方、日本からはマレーシアに対し専門家を派遣する等の自動車産業協力事業を実施することとしている。

第4-2-22図 我が国の対マレーシア
輸出品目の構成（2005年）

（備考）特殊取扱品を除いている。
（資料）財務省「貿易統計」から作成。

また、日マレーシアEPAでは、日メキシコEPAと同様ビジネス環境の整備に関連する諸問題を解決していくための「ビジネス環境の整備に関する小委員会」が設置され、2007年3月19日に第一回が実施された。両締結国が合意する時期に会合を開催することができ、相手国政府にビジネス環境の整備に関する問題について所見を報告し、勧告できる場が確保されたことは極めて有用である。第一回会合では、我が国側から指摘したマレーシアにおけるインフラ面（電力、ガス）の未整備等、両国が提起したビジネス環境整備に関する課題について活発な議論が行われた。今後も会合を重ねることで、両国がフォローアップを重ねつつ、両国のビジネス環境が一層改善されていくことが期待される。

（5）我が国のEPA交渉の現状

我が国は初のEPAとしてシンガポールとのEPAを2002年に発効させて以来、主として東アジア諸国との二国間、多国間でのEPA交渉を進めている。財の貿易のみでなく、サービス・投資、政府調達、知財、競争、人の移動、ビジネス環境整備、協力などを含む包括的な内容であることが特徴である。

現在、我が国は、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」（平成16年12月31日経済連携促進関係閣僚会議決定）に基づき、また、2006年5月に策定され、2007年5月に改訂されたEPA工程表に沿って、積極的・戦略的にEPA／FTAの取組を進めている。なお、2006年5月18日に経済財政諮問会議で決定された「グローバル戦略」では、貿易量が大きく、我が国企業の生産ネットワークが構築されている東アジアとのEPA締結を加速化するとともに、経済安全保障上重

要な資源産出国や、潜在的な貿易量の拡大余地の大きい人口大国との交渉に積極的に取り組むことが重要であるとされている。

東アジア地域での二国間の取組を概観すると、先に述べた日マレーシアEPAのほか、日フィリピンEPAは2004年に交渉を開始、2006年9月に署名済みである。ほぼ全品目の関税撤廃、看護師、介護福祉士の受入れスキームの創設等を目指している。日タイEPAは、2004年に交渉開始、2005年9月に大筋合意し、2007年4月に署名した。日インドネシアEPAは2005年に交渉を開始し、2006年11月に大筋合意した。天然ガス、石油など豊富な地下資源を有する国との関係強化であり、我が国EPAで初めてエネルギー分野の規律を導入し同分野への投資を促進するとともに、安定的供給に資するべく緊密な調整を行うこととしている。日ブルネイEPAは、2006年に交渉を開始し、同年12月に大筋合意した。インドネシアと同じくエネルギー分野での関係強化を盛り込むこととしている。

このほか、2006年12月には日オーストラリアEPAの交渉開始に合意し、2007年4月には交渉を開始した。我が国としては、基本的な価値観と戦略的な利益を共有するオーストラリアとの「包括的な戦略的關係」を強化していく考えである。オーストラリアとのEPAは、こうした関係を強化し、資源・エネルギーや食料の安定供給に資するといったメリットが期待される。両国間政府による共同研究によれば、日オーストラリアが二国間の貿易と投資について即座に完全な自由化を行ったと仮定して経済モデルにて試算すれば、我が国のGDPが約0.03%又は0.13%増加すると予測されたとの試算結果が報告されている。また、同試算によれば、自由化後の20年間における我が国GDPへの累積寄与額は、約2兆3,000億円と推計されている。

日韓EPAは2003年12月に交渉開始したが、2004年11月から交渉が中断している。日韓EPAは、日韓両国の経済関係のポテンシャルを顕在化させる第一歩であり、早期の交渉再開が望まれる。日韓FTA共同研究会では、日韓EPAの締結によって我が国のGDPを約0.04%から0.12%増加させる効果があるとの試算を引用している。これに1997年の名目GDPを乗じて金額換算すると約2,061億円から約6,183億円の効果となる。

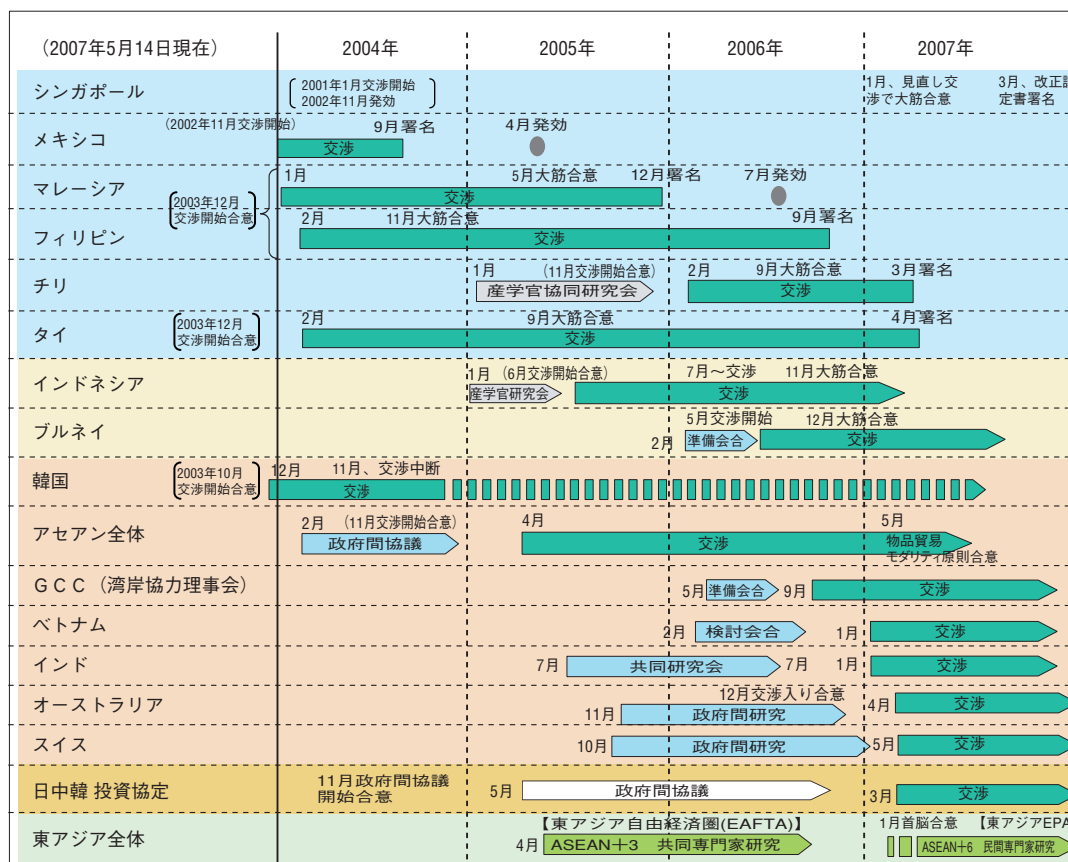
また、二国間でのEPAの取組と平行し、多国間での取組として日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)

交渉を進めている。具体的には2005年4月より交渉を開始しており、2007年中の交渉終了を目指している。ASEAN全体とのEPAを実現することで、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態に即した域内での共通のルールが整備され、域内ビジネスにおける選択肢が充実することとなる。例えば我が国で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、原産地規則の関係からAFTA（ASEAN自由貿易協定）や二国間のEPAではカバーできないケースが生じるが、日ASEAN経済連携協定に基づく共通の原産品の概念を定めることで解決を図ることとしている。

東アジア以外の国・地域としては、チリと2007年3月に署名、GCC（湾岸協力理事会）、スイスと交渉を進めている。上述したグローバル戦略で述べられているとおり、このように資源産出国等とEPAを結ぶことは、我が国企業による貿易・投資環境の改善、鉱物資源の安定供給の強化に貢献する等の意義がある（第4-2-23図）。

東アジア地域の他国のEPA、米国、EUの動向は、東アジアに進出している我が国企業に大きな影響をもたらす。我が国がEPA戦略を考える上では、これら関係諸国のEPAの動向にも細心の注意を払う必要がある。中国、韓国は、近年積極的にEPA / FTAの取組を進めている。中国は、2003年6月に香港、2003年10月にマカオとそれぞれ締結したCEPA（経済貿易緊密化協定）を始めとして、ASEANとの間でも2005年に物品協定を発効させ、2007年にはサービス協定で合意している。またインド、オーストラリア、ニュージーランドとも交渉中ないしは交渉準備中である。韓国は、シンガポール、チリ、EFTA（欧州自由貿易連合¹⁹）と既に発効済みのEPAをもち、ASEANともEPA / FTAを締結すべく、加盟各国との交渉を進めており、商品貿易協定に関しては、タイを除き署名済みである。2007年4月には、米国との間でFTAを妥結している。その他、インド、メキシコ、カナダ等と交渉中である。また、EUとの交渉を2007年5月から開始した。

第4-2-23図 我が国の経済連携に係る取組スケジュール

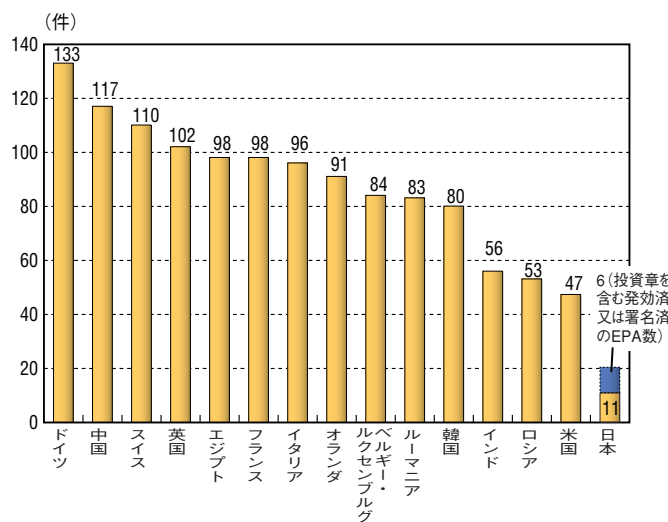


(資料) 経済産業省作成。

19 1958年の欧州経済共同体(EEC)の発足に伴い、EECの枠外にあった欧州7か国(英国、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス)が設立。現在の加盟国は、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン。

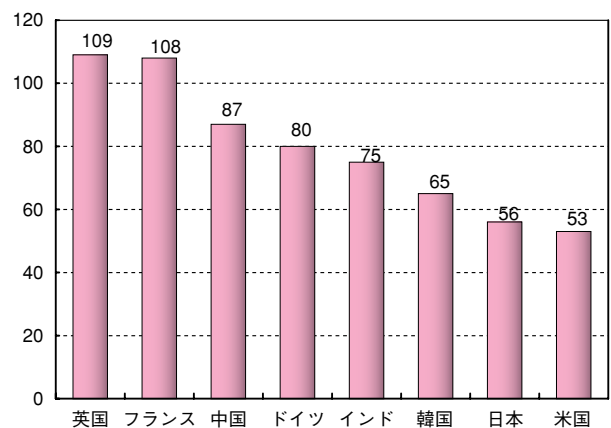
世界では、大経済圏を含む各国間でFTA交渉が活発化しつつあるが、米国・EUを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭に置きつつ、将来の課題として検討していく。可能な国・地域から準備を進めていく。なお、国ごとの具体的なニーズを踏まえつつ、投資促進・人的交流の活発化のため、EPA / FTAのみならず、社会保障協定、投資協定等について、早期に締結国数を増加させることを目指す（投資協定については後述）（第4-2-24図～第4-2-26図）。

第4-2-24図 主要国の二国間投資協定締結数



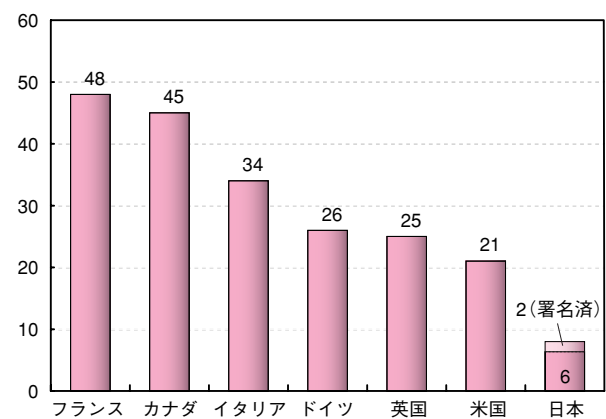
（備考）データは2005年末現在（日本は2007年5月現在）。日本以外の国については、EPA/FTAにおける投資章等は含まれていない。
（資料）UNCTAD「World Investment Report 2006」から作成。

第4-2-25図 各国の租税条約締結国数



（備考）データは2006年6月現在。
（資料）各国資料、日本機械輸出組合資料から作成。

第4-2-26図 各国の社会保障協定締結国数



（備考）1. データは、日本を除き、2006年2月現在。
2. 日本は2007年6月現在（発効済み5か国、署名済み3か国）。
3. フランス、イタリア、ドイツ、英国は、このほかにもEEA諸国との間に社会保障協定に関するEC規則が適用されている。
（資料）各国資料、日本貿易会資料から作成。

3. 対外直接投資の円滑化

今後、我が国企業が、成長する東アジアを中心に国際展開を進めていく上で、事業戦略上の予見可能性を高める意味でも海外市場の投資・ビジネス環境の整備が必要である。このことは我が国企業のみならず、その国際展開先の各国企業にとってもメリットがある。

特に、東アジアの国々には、企業の国際展開を著しく妨げる規制、法制度の未整備、制度運用面の諸課題²⁰を抱えているところが少なくない。企業の国際展開を促進するような東アジア諸国の制度整備、制度の適切な運用を促すためにも、東アジア諸国との間で投資協定や、投資ルールを盛り込んだ質の高い経済連携協定を

締結していく必要がある。また、ベトナムやインドネシア等と進めている投資環境整備をテーマとする二国間官民対話の枠組みを、今後は東アジア大で進めていくべきである²¹。

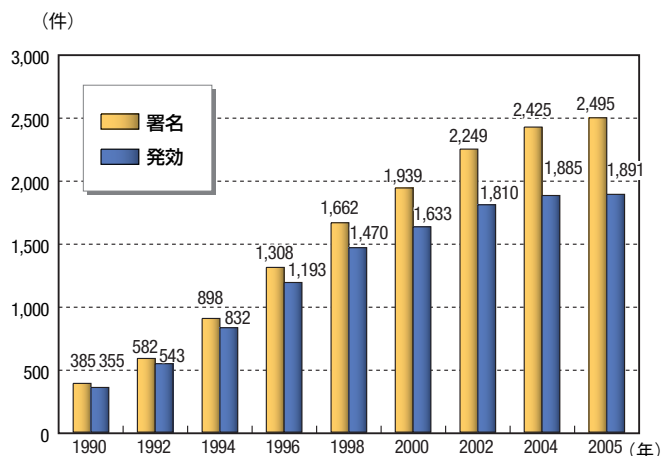
（世界の二国間投資協定締結状況）

世界の二国間投資協定数は近年、大きく増加しており、2005年現在で約2,500に達している（第4-2-27図）。国別の状況を見ると、ドイツ、中国、英国、フランスといった国々が100前後の二国間投資協定を締結しているのに比し、我が国は大幅に後れており、11にとどまって

²⁰ 例えば、厳しい送金規制、外国資本比率の制限、技術移転の強制等。

²¹ このほかの取組として、投資家の視点を反映したASEAN地域の投資環境整備を図る「アセアン共通投資環境構想」の推進等がある。

第4-2-27図 世界の二国間投資協定数の推移



(資料) UNCTAD「IIA MONITOR No.3(2006)」から作成。

いる²² (前掲第4-2-24図、第4-2-28表)。

また、投資協定においては、投資家(企業)が投資先において不利益を被った場合の紛争処理手続について取り決めることが多くなっているが、そうした紛争処理手続を含む投資協定を締結していない場合には、投資家が不利益の除去を投資仲裁機関に訴えるための法的根拠を得ることも容易ではない。UNCTADによれば、国際投資協定に基づく投資家対国家の投資仲裁件数(仲裁機関へ案件付託の数)は、1987年の最初の事案²³以来、1998年までは累計で14件にとどまっていたものの²⁴、1990年代後半から急増し、2006年11月現在で累計255件に上っている²⁵。一方、我が国企業の投資仲裁制度の活用事例は、海外子会社による1件のみである²⁶。

(投資先の自由化を促していくツールとしての投資協定)

二国間投資協定は、従来、投資受入国による投資財産の収用や、その法律の恣意的な運用等のリスクから投資家を保護するため、投資後の内国民待遇・最恵国待遇、収用と補償、送金の自由、締約国間の紛争処理、締約国と投資家の紛争処理又はその一部等を主要な

第4-2-28表 我が国との二国間投資協定締結状況

締結相手国(地域を含む)	署名	発効
エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月7日
中国	1988年8月27日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
モンゴル	2001年2月15日	2002年3月24日
シンガポール(経済連携協定)	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ(経済連携協定)	2004年9月17日	2005年4月1日
マレーシア(経済連携協定)	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン(経済連携協定)	2006年9月9日	
チリ(経済連携協定)	2007年3月27日	
タイ(経済連携協定)	2007年4月3日	

(資料) 外務省Webサイトから作成。

内容とする「投資保護協定」として位置づけられてきた。1990年代に入ると、そうした事後的な投資家保護の枠組みに加えて、投資許可段階を含めた内国民待遇・最恵国待遇の確保、パフォーマンス要求²⁷の禁止、現状維持又は漸進的な自由化の努力義務、自由化の後退の禁止、透明性(法令の公表、相手国からの照会への回答義務等)の確保等を盛り込んだ新しいタイプの投資協定(「投資保護・自由化協定」)が出てきた。代表的なものとしてNAFTAの投資章があり、我が国の場合、日韓、日ベトナムの投資協定がこのタイプに当たる。先に述べたとおり、我が国は投資協定の締結が大きく立ち後れており、例えば、EPA / FTAの交渉がなされていない場合でも、投資協定の締結を積極的に進めていくことが重要である。

²² ただし、我が国の場合、発効済のシンガポール、メキシコ、マレーシア、及び署名済のフィリピン、チリ、タイとの経済連携協定における投資章を含めると、二国間投資協定数は17となる(2007年5月現在)。

²³ Asian Agricultural Products Limited対スリランカ政府の事案(ICSID Case No.ARB/87/3)。

²⁴ UNCTAD(2005)「INVESTOR-STATE DISPUTES ARISING FROM INVESTMENT TREATIES:A REVIEW」。

²⁵ 1996年、NAFTAにおける「エチル事件」(米国企業がカナダ政府による環境規制がNAFTA上の「収用」に当たるとして提訴。カナダ政府が米国企業に金銭を支払って和解)をきっかけに、投資仲裁に対する関心が高まったとされる。

²⁶ 1998年、我が国の証券会社の在オランダ子会社が、チェコ政府の措置に対し、チェコとオランダ間の二国間投資協定に基づき、国連商取引委員会(UNCITRAL)仲裁規則による仲裁手続を取ったケース。

²⁷ 例えば、一定の現地部素材(ローカルコンテンツ)比率を満たすことや、製造したものの一定の比率を輸出すること等、投資の条件として課される特定の履行要件。